

院外処方せんについて

Q : 「院外処方」ってなに？

A : お薬を病院の中の薬局で調剤し、直接お持ち帰りいただくのが「院内処方」、病院で処方せん（「院外処方せん」といいます）を発行してもらい、「保険薬局」「保険調剤」または「基準薬局」の表示のある**保険薬局**でお薬をもらうのが「**院外処方**」です。

Q : 「院内処方」・「院外処方」それぞれのメリットは？

A : 「院内処方」のメリットは患者さまが保険薬局に足を運ぶ必要がないことです。お会計も一度で済みます。それに対し「院外処方」では**複数の医療機関から処方されたお薬の飲み合わせなどを細かくチェックでき、安全性の面で優れています。また、複数の医療機関のお薬の管理の相談できることや、同等の効果で安価な薬（ジェネリック医薬品）に変更してもらうのが比較的簡単なのも特徴です。**

Q : 「院外処方」では、病院でもらっていた薬と同じ薬がもらえますか？

A : 保険薬局では処方せんどおりに調剤しますので、今までと同じ薬がもらえます。病院では、ジェネリック薬品をご要望される患者さまに十分お応えできませんでしたが、当院で扱っていないジェネリック薬品も保険薬局では扱っています。希望に応じて調剤が可能になります。

Q : 「院外処方せん」は代理人が持っていてもよいですか？

A : 処方せんがあればご家族が持参されても調剤してもらえます。

Q : 「院外処方せん」は、いつまでに薬局に持っていけばいいのですか？

A : 院外処方せんの有効期間は「処方せんを発行した日を含め4日間（土・日・祝日も含む）」です。**有効期間内に保険薬局へ持参してください。**

Q : 「院外処方」の場合、支払い方法はなるのですか？

A : 病院では、お薬代金以外をお支払いいただきます。薬剤、調剤および服薬指導に係る代金は、院外処方せんを持参した保険薬局でお支払いいただくこととなります。

Q : 「院外処方せん」をなくしてしまったら？

A : 処方せんの有効期間内であれば、**自費で再発行**することになります。有効期間外であれば、通常の診察を受けてからの発行となります。処方せんは個人情報記載された大切なものです。無くさないようご注意ください。

Q : 保険薬局で支払った金額は、医療費控除の対象になりますか？

A : 医療費控除の対象になります。領収書は大切に保管してください。